

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部改正..... (企業局総務課)	1
道人事委員会規則	
○職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....	3
○平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則.....	3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	8
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	9
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	11
道人事委員会告示	
○市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定の一部改正.....	12

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第6号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月29日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第9条の3第1項第2号中「3,000円」の次に「（当該住宅が、当該職員その他管理者が定める者によって新築され、又は購入されたもので当該新築又は購入の日から起算して5年を経過した後のものその他管理者が定めるものである場合にあっては、2,000円）」を加える。

第24条第3項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第4項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別紙第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任	1	円 -	円 -	円 184,400	円 218,200	円 235,700	円 256,300	円 275,600	円 296,800	円 330,300	円 367,900	円 416,000
	2	120,600	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
用職	11	160,200	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	166,500	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	171,100	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	174,600	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	177,600	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	180,300	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17	182,800	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18	184,800	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19	186,800	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20	188,400		294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
外の職員	21			295,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300	430,600				
	24			302,000	355,200	376,400	416,700	434,100				
	25			303,900	357,600	379,000		437,600				
	26			305,700	359,800	381,600		441,100				
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								

試されるあなたの運転の大地へストップ・ザ・交通事故死

再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第1の2（第3条関係）

号 俸	給料月額 円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第2条 北海道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項中「3年」を「2年」に改め、「調整手当）」の次に「に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過するまでの期間 100分の3
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の2.4

第10条第1項中「月額」を「額」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 条例第6条第1号に掲げる職員 道職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第10条第1項第2号中「2,000円（）」を「支給単位期間につき2,000円（）」に改め、同項第3号中「前号に掲げる額」を「支給単位期間につき、前号に定める額」に改め、同項第4号中「応じ、」の次に「第1号及び第2号若しくは前号に定める額（1箇月当たりの）」

を加え、「及び第2号若しくは第3号」を「及び第2号又は前号」に、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した）」を「が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に、「又は第2号若しくは第3号」を「又は第2号若しくは前号」に改め、同条第2項中「月額」を「額」に、「管理者が定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、道職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第10条第3項中「月額」を「額」に改め、同条中第5項を第7項とし、同条第4項を第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として管理者が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納については、道職員の例による。

第24条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第4項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置等）

- 2 平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置その他の経過措置については、北海

道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）の例による。															
道 人 事 委 員 会 規 則															
職務の級における最高の号俵を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。 平成15年11月29日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄															
北海道人事委員会規則 7 - 1048															
職務の級における最高の号俵を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 （職務の級における最高の号俵を超える給料月額の切替え等）															
第 1 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俵を超える給料月額（北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）別表第2の備考(2)又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表の備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成6年北海道条例第65号）附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定を含む。）の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額とその1号俵下位の号俵の額との差額 その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額 × (以下「旧給料月額」という。) 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額とその1号俵下位の号俵の額との差額 + 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額															
第 2 条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の昇給規定（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第5条第7項ただし書、学校職員給与条例第6条第7項ただし書（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年															
北海道条例第34号）第6条第7項ただし書、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第30号）附則第2項及び第3項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）附則第2項及び第3項（これらの規定を同条例附則第5項において準用する場合を含む。）並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項及び第3項の規定をいう。）の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。 （任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え）															
第 3 条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。															
<table><tr><th>旧給料月額</th><th>新給料月額</th></tr><tr><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>989,000</td><td>978,000</td></tr><tr><td>1,098,000</td><td>1,086,000</td></tr><tr><td>1,207,000</td><td>1,194,000</td></tr><tr><td>1,316,000</td><td>1,302,000</td></tr><tr><td>1,345,000</td><td>1,328,000</td></tr></table>		旧給料月額	新給料月額	円	円	989,000	978,000	1,098,000	1,086,000	1,207,000	1,194,000	1,316,000	1,302,000	1,345,000	1,328,000
旧給料月額	新給料月額														
円	円														
989,000	978,000														
1,098,000	1,086,000														
1,207,000	1,194,000														
1,316,000	1,302,000														
1,345,000	1,328,000														
（任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額の切替え）															
第 4 条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。															
<table><tr><th>旧給料月額</th><th>新給料月額</th></tr><tr><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1,056,000</td><td>1,045,000</td></tr><tr><td>1,189,000</td><td>1,177,000</td></tr><tr><td>1,322,000</td><td>1,309,000</td></tr><tr><td>1,345,000</td><td>1,328,000</td></tr></table>		旧給料月額	新給料月額	円	円	1,056,000	1,045,000	1,189,000	1,177,000	1,322,000	1,309,000	1,345,000	1,328,000		
旧給料月額	新給料月額														
円	円														
1,056,000	1,045,000														
1,189,000	1,177,000														
1,322,000	1,309,000														
1,345,000	1,328,000														
附 則															
この規則は、平成15年12月1日から施行する。															
平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。															

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7—1049

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（改正条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第1条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号。以下「道職員改正条例」という。）附則第5項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第67号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第5項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第68号）附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成15年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例第19条第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例第1条の規定による改正後の学校職員給与条例第19条第1項後段若しくは第21条第7項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例第22条第1項後段若しくは第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き職員として在職した者（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について道職員改正条例第1条の規定による改正前の道職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例第1条の規定による改正前の学校職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第7項若しくは警察職員改正条例第1条の規定による改正前の警察職員給与条例第22条第1項後段、第22条の4第1項後段若しくは第26条第6項の規定又は企業職員給与条例の適用を受ける者に係るこれらの規定に相当する規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職し

た日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外のものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの
- (2) 国家公務員
- (3) 職員以外の地方公務員
- (4) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (5) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

（新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料の調整額等の月額算定の基準となる日の特例）

第2条 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成15年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成15年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかった期間等がある者の改正条例附則第5項第1号の月数の算定）

第3条 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成15年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
- (2) 休職期間（法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条

例第60号)第1条の2の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第2条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))

- (3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))
- (4) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書、警察職員給与条例第15条ただし書若しくは企業職員給与条例第16条第1項(同項括弧書に掲げる場合に限る。)、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第10条若しくは企業職員給与条例第16条第2項又は北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))若しくは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。))の規定により給与を減額された期間
- (5) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文、警察職員給与条例第15条本文又は企業職員給与条例第16条第1項(同項括弧書に掲げる場合を除く。))の規定により給与を減額された期間
- 2 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成15年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))であって、その月について支給された給料の額が道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の1.13を乗じて得た額(以下「附則第5項第1号基礎額」という。))に満たないもの(端数計算)

第4条 附則第5項第1号基礎額又は道職員改正条例附則第5項第2号、学校職員改正条例附則第5項第2号及び警察職員改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1050

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則 7 - 405)の一部を次のように改正する。

別表第8中「

大学教育職給料表	11号俸
----------	------

」を「

大学教育職給料表	10号俸
----------	------

」に、

「

医療職給料表(2)	12号俸
-----------	------

」を「

医療職給料表(2)	11号俸
-----------	------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第66号)附則第2項若しくは第3項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第67号)附則第2項若しくは第3項(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第68号)附則第2項において準用する場合を含む。))又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第69号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用を受けた職員で、この規則の施行の日により昇格又は降格をした者については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号俸又は給料月額(同日において昇給、特別昇給又は復職時等における給料月額の調整(以下「昇給等」という。))により号俸又は給料月額を決定されることとなる職員にあっては、

昇給等がないものとした場合の号俸又は給料月額）及びこれを受けることとなる期間を同日の前日に受けていた号俸又は給料月額及びこれを受けていた期間とみなしてこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第22条又は第23条及び第29条の規定を適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1051

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 188）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 調整基本額表（第 3 条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号俸8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	8,200円。ただし、2号俸7,051円、3号俸7,348円、4号俸7,668円、5号俸7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号俸7,744円、3号俸8,068円、4号俸8,478円、5号俸8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号俸8,932円、3号俸9,297円、4号俸9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号俸10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

ウ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円。ただし、2号俸6,156円、3号俸6,336円、4号俸6,561円、5号俸6,822円
2 級	8,600円
3 級	11,200円
4 級	12,900円
5 級	13,500円

エ 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号俸7,236円、3号俸7,591円、4号俸8,046円、5号俸8,532円、6号俸8,878円、7号俸9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号俸9,126円、3号俸9,522円、4号俸9,922円、5号俸10,350円、6号俸10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号俸11,371円、2号俸11,952円、3号俸12,523円

4	級	13,500円。ただし、1号俸12,852円
5	級	16,200円

備考 「大学教育職給料表」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。

オ 高等学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号俸6,633円、3号俸6,912円、4号俸7,236円、5号俸7,591円、6号俸7,996円、7号俸8,446円、8号俸8,743円、9号俸9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号俸8,599円、3号俸8,910円、4号俸9,225円、5号俸9,558円、6号俸9,913円、7号俸10,408円、8号俸10,926円、9号俸11,448円
3 級	12,700円（北海道学校職員の給与に関する条例別表第2の備考(2)に定める職員にあっては、13,000円）
4 級	14,100円

備考 「高等学校教育職給料表」とは、北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。

カ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号俸6,633円、3号俸6,912円、4号俸7,236円、5号俸7,591円、6号俸7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号俸7,330円、3号俸7,704円、4号俸8,109円、5号俸8,599円、6号俸8,910円、7号俸9,225円、8号俸9,558円、9号俸9,913円、10号俸10,408円、11号俸10,926円、12号俸11,448円
3 級	12,300円（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例別表の備考(2)に定める職員にあっては、12,500円）。ただし、1号俸12,150円（同表の備考(2)に定める職員にあっては、12,500円）
4 級	13,700円

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

キ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号俸6,052円、3号俸6,250円、4号俸6,480円、5号俸6,763円、6号俸7,101円、7号俸7,483円、8号俸7,888円
2 級	9,700円。ただし、2号俸8,257円、3号俸8,698円、4号俸9,108円、5号俸9,517円
3 級	11,500円。ただし、1号俸11,479円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号俸15,318円

ク 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号俸10,615円、3号俸11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号俸13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

ケ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号俸7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号俸9,243円、2号俸9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

コ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号俸6,840円、3号俸7,092円、4号俸7,353円、5号俸7,632円、6号俸8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号俸8,050円、3号俸8,428円、4号俸8,847円、5号俸9,103円、6号俸9,369円、7号俸9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号俸9,940円、2号俸10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,400円

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1052

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 137）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第1項 第3号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員
1 年 未 満	307,900 円	216,700 円	159,600 円	50,200 円
1 年 以 上 2 年 未 満	307,900	216,700	159,600	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	307,900	216,700	159,600	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	307,900	216,700	159,600	50,200

4 年 以 上 5 年 未 満	307,900	216,700	159,600	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	307,900	216,700	159,600	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	307,900	216,700	159,600	48,400
7 年 以 上 8 年 未 満	307,900	216,700	159,600	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	307,900	216,700	159,600	44,800
9 年 以 上 10 年 未 満	307,900	216,700	159,600	43,000
10 年 以 上 11 年 未 満	307,900	216,700	159,600	41,200
11 年 以 上 12 年 未 満	307,900	216,700	159,600	39,400
12 年 以 上 13 年 未 満	307,900	216,700	159,600	37,600
13 年 以 上 14 年 未 満	307,900	216,700	159,600	35,800
14 年 以 上 15 年 未 満	307,900	216,700	159,600	34,400
15 年 以 上 16 年 未 満	307,900	216,700	159,600	33,000
16 年 以 上 17 年 未 満	303,500	213,400	157,000	31,600
17 年 以 上 18 年 未 満	299,100	210,100	154,400	30,200
18 年 以 上 19 年 未 満	294,700	206,800	151,800	28,800
19 年 以 上 20 年 未 満	290,300	203,500	149,200	27,400
20 年 以 上 21 年 未 満	285,900	200,200	146,600	26,000
21 年 以 上 22 年 未 満	273,900	192,900	141,000	25,400
22 年 以 上 23 年 未 満	261,700	185,300	135,600	24,800
23 年 以 上 24 年 未 満	249,800	178,300	130,000	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	237,800	170,800	124,700	23,200
25 年 以 上 26 年 未 満	225,700	163,600	119,200	22,600
26 年 以 上 27 年 未 満	210,600	152,400	111,400	22,000
27 年 以 上 28 年 未 満	195,700	141,800	103,500	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	180,700	130,900	95,600	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	165,500	119,800	87,800	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	148,100	108,200	79,200	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	130,600	96,400	70,800	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,400	84,900	62,100	18,500

33 年 以 上 34 年 未 満	82,900	65,400	49,400	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	47,500	37,500	16,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。				

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1053

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 354）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の各号」を削り、「掲げる」の次に「住宅に居住する」を加え、同項第1号中「に居住する職員」を削り、同項第2号中「認める職員」を「定める住宅」に改める。
第2条の3の次に次の2条を加える。

（職員以外の住宅の新築者等）

第2条の4 道職員給与条例第10条の5第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第2項第2号及び警察職員給与条例第12条の4第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 第2条第2項第1号に掲げる住宅 職員の扶養親族たる者
- 第2条第2項第2号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

（人事委員会規則で定める住宅）

第2条の5 道職員給与条例第10条の5第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第2項第2号及び警察職員給与条例第12条の4第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める住宅は、新築及び購入以外の事由により取得した住宅とする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第6条第2項中「生じたときは、」を「生じたとき、又は職員が道職員給与条例第10条の5第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第2項第2号若しくは警察職員給与条例第12条の4第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合においてこれらの

号に規定する当該新築若しくは購入の日から起算して5年を経過したときは、それぞれ」に改め、「生じた日」の次に「又は5年を経過した日」を加え、「その日」を「それらの日」に改める。

別記第1号様式その2を次のように改める。

その2

住 居 届
(平成 年 月 日提出)

任命権者（所属長）		勤務庁（勤務学校）名			
様	職名			氏名	㊟
住居手当に関する規則（人事委員会規則 7 - 354）第3条の規定に基づき、住宅の所有関係等を届け出ます。					
主な届出の理由 ☐ 新 規 ☐ 所有関係の変更 ☐ 住居の変更 ☐ その他（ ）				事実の発生日 平成 年 月 日	
住宅の所在地			入居日	平成 年 月 日	
住宅の所有関係	所有権のある住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 本人の被扶養者		所有権の保存又は移転の登記年月日 平成 年 月 日	
	その他の 所有権を留保 されている住宅	☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 本人の被扶養者		名義上の所有者 ()	
		譲渡担保の目的となつて ☐ 本人 ☐ 本人の扶養親族 ☐ 本人の被扶養者		名義上の所有者 ()	
住宅の取得理由		☐ 新築 ☐ 相続 ☐ その他（ ） ☐ 購入 ☐ 贈与			
住宅の新築又は購入の日		平成 年 月 日			
上記のとおり確認する。 平成 年 月 日 (職 氏名) ㊟ 決裁欄					
備 考					

(表) (A 4 (210mm×297mm) 縦型)

住居届記入上の注意

- 1 この住居届は、道職員給与条例第10条の5第1項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第1項第2号又は警察職員給与条例第12条の4第1項第2号に規定する職員が届出をするときに使用するものとする。
- 2 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 3 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者すべてにレ印を付け、「その他」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付けるものとする。
- 4 「備考」欄には、任命権者（その委任を受けた者を含む。）がこの住居届を受理した日その他必要な事項を記載しておくものとする。

(裏)

別記第2号様式（表）を次のように改める。

別記第2号様式（第4条及び第8条関係）

住 居 手 当 認 定 簿

所 属		氏 名									
届 出 の 事 由											
発 生 の 年 月 日 (改 定 年 月 日)	内 容	提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	該 当 条 文	決 定 家 賃 額 〔借家のみ〕	支 給 の 始 期 等	住居手当 の 月 額	{道職員給与条例第10条の5 学校職員給与条例第10条の2の3 警察職員給与条例第12条の4 及び同条に基づく住居手当に関する 規則（北海道人事委員会規則7-354）の規定に従い左記のとおり決定（改定）する。}		{備 考 第2項第2号（同号括弧書を除く。）の手当額を受ける職員にあっては、5年を経過する日を記入する。}	
平成 年 月 日 {から まで}		平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円 円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名	㊟	
平成 年 月 日 {から まで}		平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円 円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名	㊟	
平成 年 月 日 {から まで}		平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円 円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名	㊟	

平成 年 月 日 {から まで}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名 (印)
平成 年 月 日 {から まで}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名 (印)
平成 年 月 日 {から まで}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名 (印)
平成 年 月 日 {から まで}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	☐ 第1項第1号 ☐ 第1項第2号 ☐ 第2項第2号括弧書 ☐ 第1項第3号	円	平成 年 月 日 {から まで}	円	平成 年 月 日	職氏名 (印)
備 考								
(決定家賃額欄の上段は第1項第1号に係る額を、下段は第1項第3号に係る額を記入すること。)								

(表)

(A 4 (297mm×210mm) 横型)

附 則

- この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の住居手当に関する規則の規定に基づいて作成されている住居届（別記第1号様式その2に限る。）又は住居手当認定簿の用紙がある場合においては、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1054

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 357）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例

及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第79号）第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第83号）第1条の規定による改正後の警察職員給与条例（第5条第2項において「平成14年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第79号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第83号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

- 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項

中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第5条第2項中「定める日」の次に「。次項において同じ。」を加え、「（当該異動又は部局の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該異動又は部局の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第79号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第83号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第14号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びそ

の級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成15年10月1日から適用する。ただし、第1項の表十勝支庁管内の項の規定は平成15年9月1日から、同表後志支庁管内の項の規定は平成15年9月8日から適用する。

平成15年11月29日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表後志支庁管内の項中

「	ニセコ町字富士見	ニセコ町役場	2	」を
「	ニセコ町字富士見 ニセコ町字富士見	ニセコ町役場 ニセコ町民センター	2 2	」に改

め、同表日高支庁管内の項中

「	門別町富川東6丁目	門別町総合町民センター	1	」を
「	門別町富川東6丁目 新冠町字北星町	門別町総合町民センター 新冠町役場	1 2	」に改

め、同表十勝支庁管内の項中

「	上士幌町字上士幌東3線	上士幌町役場	2	」を
「	上士幌町字上士幌東3線 新得町2条4丁目	上士幌町役場 新得町役場	2 1	」に改

める。

第2項の表網走支庁管内の項の次に次のように加える。

胆振	壮瞥町字滝之町	壮瞥町合同事務センター
----	---------	-------------